

部有財産の取扱い要綱

部有財産の管理処分については、昭和49年8月23日開催の半田市部有財産処理委員会（昭和50年4月1日廃止）で取扱いの基本的事項について決定を受け、地方自治法に基づく財産区財産に準じ管理又は処分を行ってきた。ところがこの部有財産の所有権保存登記は大字、字、組は法人格がなく登記要件が充たされないのでほとんどの部有財産は、未登記となつている。

従来、この財産の処分の時は、昭和22年政令第15号に準じ半田市に所有権の保存登記をなし、所有権の移転を行っていたが、近年これら部有財産の処分について他市町村で問題が起り、昭和47年以降法務局において一切この政令に準じての所有権保存登記は認められなくなり、現在に至つている。

このため、部有財産を所有している大字（区）の一部では裁判所で所有権の確認を得て区長連名で共有財産として保存登記を行っているところもある。この区長も二・三年後には交代するなどの事情から、この際所有権、管理及び収益権を地元に残し、名義のみ半田市にしてほしいと申立があつたので種々検討した結果、半田市の名義にすることについてはやむを得ない処置と認めた。しかし、形式的にせよ半田市に名義が替わることによつて問題を起さないよう今後この財産の管理並びに将来処分する場合の事務処理などを次により定め、なおこれに基づいて半田市と部（組）有財産管理委員会とで覚書を取りかわし、部（組）有財産の円滑な運営を図る。

記

1 名義書替えの条件について

(1) 部（組）有財産である確認

裁判所に於いて所有権の確定のあつたもので、部有（組有）財産管理委員会（以下「管理委員会」という。）が部有財産として決定したものを対象とする。

(2) 名義書替えの手続

半田市に名義書替えを申請する場合は、管理委員会で決議し、決議書を添え半田市長に名義書替えに伴う寄付採納申請を提出し、市長の承認を得るものとする。

(3) 登記原因

半田市が形式的に所有権者となる登記原因是、寄付によるものとする。

(4) 登記費用

半田市に名義を書替えるまでの登記などに係る一切の費用は管理委員会の負担とする。

2 所有権の留保

部有財産の所有者である大字、字、区（組）は法人格がないので、便宜上半田市が形式的に所有権者となる。従って民法 206 条の所有権に係る一切の権利、義務は管理委員会に属するものとする。

(1) 管理責任について

前記に基づき、所有権者として権利を留保している財産であるから管理に基づく一切の損害賠償等の責任は管理委員会が負うものとする。

(2) 管理費の負担

管理に関する費用は、全額管理委員会の負担とする。

3 覚書の締結

半田市の名義にすることによつて今後地元部落（組）と市に於いて問題を起さないよう、又起きた時の問題処理を円滑に行うため次の覚書を締結し、双方でこの覚書を保有するものとする。

名義書替えによる覚書

大字、（字、区、組）所有の部（組）有財産である末尾表示の不動産（以下「本件不動産」という。）を半田市の名義に書替えするにあたり半田市（以下「甲」という。）と部（組）有財産管理委員会（以下「乙」という。）とはつきの覚書を締結する。

第 1 条 本件不動産は従来 部（組）有財産として所有し管理していたものであることを甲と乙に於いて確認する。

第 2 条 本件不動産は、部落（組）が法人格を有しなく従って登記法上の所有権者となることができないので乙の決議による寄附採納申請により甲は形式的な所有名義人となることを承諾する。

第 3 条 甲は本件不動産について形式上の所有権者である。従って実質上の所有権は乙にあり、甲は本件不動産を使用し、譲渡又は担保に供することはできない。

第 4 条 乙において本件不動産を処分しようとするときは乙が決議をしこの決議書を添え甲に申請し甲はこれに基づいて所有権移転登記の手続を行うことを承認する。

2 甲において本件不動産を使用又は譲渡を受けようとするときは、計画書を添え乙に申し出で乙の承認を経なければ使用又は譲渡を受けることができない。

第 5 条 半田市に名義書替える迄の登記などに係る一切の費用ならびに甲の名義になつた後の財産管理に関する一切の費用は乙に於いて負担する。

第 6 条 本覚書に関し疑義のあるときは、甲、乙協議のうえ決定するものとする。

この覚書の締結を証するため覚書2通を作成し、両者記名捺印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

年 月 日

甲 半田市

半田市長

乙 部（組）有財産管理委員会

代表者

1. 不動産の表示